

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号
農林水産省農村振興局長・生産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 趣旨</p> <p>本事業の実施に当たっての運用については、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1 要綱第2の1の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）に係る運用は、別紙1によるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第4 採択要件</p> <p>第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第3の1の（2）の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、<u>別紙1第6の1の（2）に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）の目標年度</u>において、当該事業の受益面積に占める担い手の経</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>本事業の実施に当たっての運用<u>及び取扱い</u>については、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1 要綱第2の1の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）に係る運用<u>及び取扱い</u>は、<u>それぞれ</u>別紙1によるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第4 採択要件</p> <p>第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用<u>又は取扱い</u>に定めるところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第3の1の（2）の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、<u>生産基盤整備事業等（別紙1別表1の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下同じ。）の完了時</u>において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地</p>

営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の別紙2に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合にあっては80パーセント以上、それ以外の場合にあっては50パーセント以上となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙1によるものとする。

3・4 （略）

第5 事業の審査

要綱第7の2の審査については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づく事業を実施する場合には、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

1・2 （略）

3 食料・農業・農村基本計画又は地域農業の方向に沿ったものであること。

4 農地の排水条件等に沿った整備であること。

5～9 （略）

面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が50パーセント以上となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別紙1によるものとする。

3・4 （略）

第5 事業の審査

要綱第7の2の審査については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づく事業を実施する場合には、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

1・2 （略）

3 地域農業の方向に沿ったものであること。

（新設）

4～8 （略）

(様式 2)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（農地集積促進区分）			
事 項	内 容		
1. (略)	(略)		
2. 担い手への農地利用集積方針	・担い手への農地集積に向けた取組み方針等		
		担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)
	事業開始時		担い手農地利用集積率 (%)
	基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度時 増加ポイント		
3. ～ 6. (略)	(略)		

(様式 4)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（高付加価値化等促進区分（地域活性化用地創出型））	
事 項	内 容
1. ～ 7. (略)	(略)

(様式 2)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（農地集積促進区分）			
事 項	内 容		
1. (略)	(略)		
2. 担い手への農地利用集積方針	・担い手への農地集積に向けた取組み方針等		
		担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)
	事業開始時		担い手農地利用集積率 (%)
	生産基盤整備事業の完了時 増加ポイント		
3. ～ 6. (略)	(略)		

(様式 4)

〇〇地区農業競争力強化基盤整備計画（高付加価値化等区分（地域活性化用地創出型））	
事 項	内 容
1. ～ 7. (略)	(略)

別紙1（農地整備事業に係る運用）

第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 （略）

2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

なお、基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

（1）～（4）（略）

3 担い手 次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

（1）認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であること。

別紙1（農地整備事業に係る運用）

第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 （略）

2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

なお、基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に順じるものとする。

（1）～（4）（略）

3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

（1）農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 生産基盤整備事業等の完了時における経営等農用地の面積（農地所有適格法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して都道府県知事はあらかじめ地方農政局長等の意見を聴くものとする。

エ 事業実施地区について、第6の1の（1）のイにより市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

(2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。

(3) 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。

なお、促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、生産基盤整備事業等の完了時において、基幹ほ場3作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積（生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。）が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ 促進計画の目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

(3) 集落営農の場合

特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下同じ。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織（以下「特定農業団体等」という。）であることが確実と見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ア) 農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、市町村基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基

(4) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。以下「中心経営体」という。）であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認め

準に適合する区域における農地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稲については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。）の場合

促進計画の目標年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、（農業の担い手に対する経営安安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「中心経営体」という。）であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認め

た者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

4・5 (略)

第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1・2 (略)

3 国営流域治水対策型

国営農地再編整備事業等（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（4）又は（5）に掲げる事業

4 国営事業促進型

国営農地再編整備事業等と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の（2）に掲げる事業

5 共通事項

（1）埋蔵文化財調査事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の（5）の事業をいう。以下同じ。）

た者であること。

4・5 (略)

第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1・2 (略)

3 国営流域治水対策型

国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（4）又は（5）に掲げる事業

4 国営事業促進型

国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の（2）に掲げる事業

5 共通事項

（1）埋蔵文化財調査事業（別表1の区分の欄の2の（5）の事業をいう。以下同じ。）

埋蔵文化財調査事業とは、別表1の区分の欄の1の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表1の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2) (略)

(3) 農業経営高度化支援事業（別表1の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。）

ア (略)

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等（別紙1別表1の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下同じ。）の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後には、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ～シ (略)

(4) (略)

第4 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第4の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 高度土地利用調整事業のうち指導事業の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。

埋蔵文化財調査事業とは、別表1の区分の欄の1の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表1の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2) (略)

(3) 農業経営高度化支援事業（別表1の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。）

ア (略)

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後には、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ～シ (略)

(4) (略)

第4 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第4の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 指導事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(1)のアの事業をいう。以下同じ。）の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。

3 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業及び水田貯留機能向上支援事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。

4～6 (略)

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(6)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地が地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、次に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りでない。

ア 農業委員会等の関係機関と十分に調整した上で、別記様式第1号により集約化を進める基本的な方針が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ (略)

ウ 農業委員会その他事業と密接な関係を有する団体の意見を聴いた上で、別記様式第2号により農用地集積加速化整備構想が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用

3 調査・調整事業 (農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(1)のイの事業をいう。以下同じ。)及び水田貯留機能向上支援事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。

4～6 (略)

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(6)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地が地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、次に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りでない。

ア 第6の1の(2)に示す集約化を進める基本的な方針(以下「基本方針」という。)が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ (略)

ウ 第6の1の(3)に示す農用地集積加速化整備構想(以下「整備構想」という。)が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 生産基盤整備事業の完了時において、担い手農地利用

集積率が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表2の区分の欄の1-1に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

イ 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、事業開始時に比べ別表2の区分の欄の1-2に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

（ア）事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

a 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱第7に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

b （略）

（イ）促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める（ア）の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、当該事業の受益面

集積率が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表2の区分の欄の1-1に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

イ 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、別表2の区分の欄の1-2に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

（ア）事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

a 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱（平成22年経営第7133号）第7に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

b （略）

（イ）生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める（ア）の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、50パーセント以

積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙2に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合にあっては80パーセント以上、それ以外の場合にあっては50パーセント以上となることが確実と見込まれること。

(3) 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

(4) (略)

(5) 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、第6の6に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域であること。

ア～ウ (略)

(6)～(8) (略)

2 中山間地域型

(1) 以下の要件を全て満たすこと。

ア (略)

イ 以下の(ア)から(ウ)までのいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ別表2の区分の欄の2

上となることが確実と見込まれること。

(新設)

(3) (略)

(4) 水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、第6の7に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域であること。

ア～ウ (略)

(5)～(7) (略)

2 中山間地域型

(1) 以下の要件を全て満たすこと。

ア (略)

イ 以下の(ア)から(ウ)までのいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地利用集積率が、別表2の区分の欄の2-1のとおり増

－ 1 のとおり増加することが確実に見込まれること。

(イ) 促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が、事業開始時に比べ別表 2 の区分の欄の 2－2 のとおり増加することが確実に見込まれること。

(ウ) 1 の (2) のウの (ア) 及び (イ) の要件を全て満たすこと。

(削る。)

(削る。)

加することが確実に見込まれること。

(イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手農地集約化率が、別表 2 の区分の欄の 2－2 のとおり増加することが確実に見込まれること。

(ウ) 次に定める要件を全て満たすこと。

a 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。

(a) 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。

(b) 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第 23 条第 7 項に基づく農用地利用規程に定められることが確実に見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること。

b 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める a の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、50パーセント

ウ 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

エ 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、1の(4)と同様とする。

オ (略)

(2) 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、1の(5)と同様とする。

3 国営流域治水対策型

水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、1の(5)と同様とする。

4 国営事業促進型

中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画の目標年度において中心経営体集積率が80パーセント以上となること。

第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を

以上となることが確実と見込まれること。
(新設)

ウ 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55パーセント以上となること。

エ (略)

(2) 水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、第5の1の(4)と同様とする。

3 国営流域治水対策型

水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、1の(4)と同様とする。

4 国営事業促進型

中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、国営農地再編整備事業の農地集積に係る計画の目標年度において中心経営体集積率が55パーセント以上となること。

第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

(1) 都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出

を受けた上で、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知）に定める様式により、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）を作成するものとする。

(1) 集積促進整備計画

農地整備事業に係る令第50条第3項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

ア (略)

(ア) ~ (ウ) (略)

イ (略)

(削る。)

(削る。)

(2) 促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領に定める様式により作

を受けた上で、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「集積促進整備計画」という。）及び必要に応じて4の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

ア 集積促進整備計画

(ア) 農地整備事業に係る令第50条第3項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

a (略)

(a) ~ (c) (略)

b (略)

(イ) 集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

a 農業構造改善目標

b 担い手等の見通し

c 農地の流動化計画

d 経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

e 土地利用計画

f 農業生産基盤整備計画

(ウ) 集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。

イ 促進計画

(ア) 促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。

成するものとする。

イ (略)

ウ 促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(イ) (略)

(ウ) 促進計画においては、事業実施区域を対象に、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

a 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度において育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標等について定める。

ただし、第2の3の(6)に掲げる者を担い手に含める場合にあつては、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

b 農地の流動化計画

aに基づき、目標年度までの所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による農地流動化面積の目標を設定する。

c 経営体育成計画

aに基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成等に係る目標を設定する。

d 農地所有適格法人等育成計画

aに基づき、農地所有適格法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。

e 土地利用計画

優良農地を保全して農業経営等の規模拡大を進めるとともに、良好な生活環境の施設等の整備に係る

(削る。)

非農用地の計画的な創出を図るため、集落及び対象事業実施地区内の農用地全体に係る土地利用計画を策定する。

f 農業機械利用計画

経営規模に見合った適正な農業機械の装備の水準を確保するため、aの農業構造再編の目標及びeの土地利用計画に基づき、農業機械の利用計画を策定する。

(削る。)

g ほ場の整備計画

営農を考慮したほ場の区画形状、面積、位置等について、従前地との対比を表示、図示等することにより作成する。この場合、高生産性ほ場（大区画）、一般ほ場（標準区画）、労働集約型ほ場（小区画）等に分割して作成する。

(削る。)

h 農業生産基盤の整備目標

農業生産基盤整備の目標を設定する。

(削る。)

i 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化、生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画を策定する。

(削る。)

j 推進体制整備計画

担い手に農地の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動の内容を定める。

(削る。)

k 営農環境の整備目標

営農環境整備の目標を設定する。

(削る。)

l 土地改良施設等の管理計画

(削る。)

(削る。)

エ～カ (略)
(削る。)

(削る。)

土地改良施設等の将来の適正な管理に係る体制整備について定める。

m 農業農村整備事業管理計画

h 及び k の具体的な年度計画及び事業間調整について定める。

n その他必要な事項

土地利用、景観保全協定等について定める。

(エ) ～ (カ) (略)

(2) 第5の1の(1)のアの「基本方針」については、次のとおりとする。

ア 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 集約化の実施に関する基本的な事項

(イ) 集約化を進める区域（農地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて認定農業者等に対する集約化を進めることが特に必要な区域）として設定する区域

(ウ) 集約化の推進体制に関する事項

(エ) 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する事業との連携を予定している場合にあっては、当該事業との連携に関する事項

イ 事業実施地区に係る市町村は、基本計画を定めるときは、農業委員会等の関係機関と十分に調整するものとする。

ウ 基本方針の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(3) 第5の1の(1)のウの「整備構想」については、次のとおりとする。

ア 整備構想は、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を

2 中山間地域型

都道府県知事は、中山間地域型を実施しようとするときは、1に準じて計画を作成するものとし、この場合、1の(1)のイの「第5の1の(2)」とあるのは、「第5の2の(1)のイ」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 営農環境整備事業に係る計画

(1) 都道府県知事は、営農環境整備事業を行うときは、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

ア～カ (略)

(2) (略)

5 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農業経営高度化支援事業（国営流域治水対策型を除く。）を行うときは、別記様式第3号により、農業経営高度化計画を作成するものとする。

定めるものとする。

(ア) 事業実施区域の概要

(イ) 事業実施区域における農地の現況及び問題点

(ウ) 地域における農業の振興方向

(エ) 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容

(オ) その他必要な事項

イ 整備構想の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合その他経営体育成型と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

ウ 整備構想の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

2 中山間地域型

都道府県知事は、中山間地域型を実施しようとするときは、1に準じて計画を作成するものとし、この場合、1の(1)のアの(ア)のbの「第5の1の(2)」とあるのは、「第5の2の(1)のイ」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 営農環境整備事業

(1) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

ア～カ (略)

(2) (略)

5 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（国営流域治水対策型を除く。）を行うときは、別記様式第3号により、農業経営高度化計画を作成するものとする。

6 水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、事業の実施地区ごとに別記様式第9号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

第8 計画の変更等

1 都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型及び中山間地域型において、促進計画の変更があった場合又は国営事業促進型において、担い手農地利用集積計画（国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け7構改D第158号農林水産省構造改善局長通知）第13又は国営緊急農地再編整備事業実施要領（平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知）第4の4に定める計画をいう。）の変更があった場合には、その内容を踏まえて、集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第6号により報告するものとする。

(1)～(4) (略)

2 事業実施主体は、経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型において、水田貯留機能向上計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第9号により報告するものとする。

第9 事業の達成状況報告

6 水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、農地整備事業において、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、事業の実施地区ごとに別記様式第14号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

第8 計画の変更等

1 都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型及び中山間地域型において、促進計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて、集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第6号により報告するものとする。

(1)～(4) (略)

2 事業実施主体は、経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型において、水田貯留機能向上計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第14号により報告するものとする。

第9 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営流域治水対策型及び国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

1 促進計画等達成状況報告

(1) 都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況報告に当たっては、生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等）に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第7号により翌年度の9月末日までに地方農政局長等に行うものとする。

(2) 農地整備事業のうち経営体育成型（第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（第5の2の（1）のイの（ウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）を実施する場合には、都道府県知事は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度まで、促進計画の担い手への農地の集積又は集約化に係る達成状況について審査を行い、その結果を、審査を行う年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営流域治水対策型及び国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

1 促進計画等達成状況報告

(1) 都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況報告に当たっては、生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業）に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第7号、別記様式第8号又は別記様式第9号のいずれかにより翌年度の9月末日までに地方農政局長等に行うものとする。

(2) 農地整備事業のうち経営体育成型（第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（第5の2の（1）のイの（ウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）を実施する場合には、都道府県知事は、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度まで、促進計画の達成状況について審査を行い、その結果を、審査を行う年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(3) (2) の審査の結果、促進計画の達成状況に関して、達成率が 70 パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、(2) の審査を行う年度の翌年度の 9 月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

(4) ～ (7) (略)

(8) その他地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

(9) 都道府県知事は、(8) の指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、指導を受けた年度の翌年度の 9 月までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 農地所有適格法人等経営状況評価報告 (削る。)

農地整備事業のうち第 5 の 1 の (2) のウ又は第 5 の 2 の (1) のイの (ウ) の要件を満たした事業を実施する場合には、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降 5 年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の 6 月末日までに、別記様式第 8 号により地方農政局長等に報告するものとする。

(3) (2) の審査の結果、促進計画の達成状況に関して、達成率が 70 パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、2 の審査を行う年度の翌年度の 9 月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

(4) ～ (7) (略)

(新設)

(新設)

2 農地整備事業の達成状況報告

(1) 都道府県知事は、農地整備事業（第 3 の 3 の国営流域治水対策型及び第 3 の 4 の国営事業促進型を除く。）の達成状況報告に当たっては、生産基盤整備事業等の完了年度の 3 月末日までに、別記様式第 10 号、別記様式第 11 号又は別記様式第 12 号のいずれかにより行うものとする。

(2) 農地整備事業のうち第 5 の 1 の (2) のウ又は第 5 の 2 の (1) のイの (ウ) の要件を満たした事業を実施する場合には、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降 5 年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の 6 月末日までに、別記様式第 13 号により地方農政局長等に報告するものとする。

3 水田貯留機能向上計画整状況報告

(1) 農地整備事業のうち経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型の水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあつては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び第6の6に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第10号により地方農政局長等に報告するものとする。

(2) (略)

第10 助成

1・2 (略)

3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

3 水田貯留機能向上計画整状況報告

(1) 農地整備事業のうち経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型の水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあつては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び第6の7に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第15号により地方農政局長等に報告するものとする。

(2) (略)

第10 助成

1・2 (略)

3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、水田貯留機能向上支援事業のうち調査・調整事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

5 4に掲げる高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業並びに9に掲げる水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に事業の実施年数を乗じた額とする。

(1)～(3) (略)

6 中心経営体農地集積促進事業の助成は、促進計画又は国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画に定める目標年度までに第5の1の(4)、第5の2の(1)のエ若しくは第5の4に定める要件を満たしている場合に行うものとする。

7 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 国営事業促進型において実施する中心経営体農地集積促進事業にあつては、国営農地再編整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の2に示す助成割合を乗じた額とする。

8 (略)

9 水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成は、それぞれ5の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

10・11 (略)

第11 その他

1・2 (略)

3 第10の7及び8の「生産基盤整備事業等の総事業費」のう

する。

5 4に掲げる調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。

(1)～(3) (略)

6 中心経営体農地集積促進事業の助成は、促進計画又は国営農地再編整備事業の農地集積に係る計画に定める目標年度までに第5の1の(3)、第5の2の(1)のウ若しくは第5の4に定める要件を満たしている場合に行うものとする。

7 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 国営事業促進型において実施する中心経営体農地集積促進事業にあつては、国営農地再編整備事業の総事業費に別表3の区分の欄の2に示す助成割合を乗じた額とする。

8 (略)

(新設)

9・10 (略)

第11 その他

1・2 (略)

3 第10の7及び8の「生産基盤整備事業等の総事業費」のう

ち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業等の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、中心経営体農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業及び水田貯留機能向上推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

4 事業の計画に当たっては、事業実施主体は、自動走行農機等に対応した農地整備の手引き（令和2年2月農林水産省策定）等を活用しながら、地域での話し合いを促しつつ、可能な限り省力化が図られるように努めるものとする。

5・6 （略）

ち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、中心経営体農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業及び水田貯留機能向上推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

(新設)

4・5 （略）

別表2（採択要件）

区分	現況	基準	要件
1-1 経営体育成型 第5の1の (2)のアの 集積率要件	80パーセント(※)未満 (削る。)	80パーセント(※)以上となること (削る。)	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	(削る。)	(削る。)	
	80パーセント(※)以上 90パーセント未満	5パーセントポイント以上増加すること	
	90パーセント以上 95パーセント未満	95パーセント以上となること	
	95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
1-2 (略)	(略)	(略)	(略)
2-1 中山間地域型 集積率要件	80パーセント(※)未満 (削る。)	80パーセント(※)以上となること (削る。)	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	(削る。)	(削る。)	
	80パーセント(※)以上 90パーセント未満	5パーセントポイント以上増加すること	
	90パーセント以上 95パーセント未満	95パーセント以上となること	
	95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
2-2 (略)	(略)	(略)	(略)

※ 当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙2に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上ではない場合は、50パーセントとする。

別表3（助成）

区分	基準	助成割合		助成額
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 国営事業促進型 中心経営体農地 集積促進事業	中心経営体農地集積率	基本	集約化加算(※1)	国営農地再編整備事業の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	
	80パーセント以上 85パーセント未満	0.019	0.027	
85パーセント以上	0.022	0.032		

※1 中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合

別表2（採択要件）

区分	現況	基準	要件
1-1 経営体育成型 第5の1の (2)のアの 集積率要件	50パーセント未満	50パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	40パーセント以上 50パーセント未満	10パーセントポイント以上増加すること	
	50パーセント以上 55パーセント未満	60パーセント以上となること	
	55パーセント以上 90パーセント未満	5パーセントポイント以上増加すること	
	90パーセント以上 95パーセント未満	95パーセント以上となること	
	95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
1-2 (略)	(略)	(略)	(略)
2-1 中山間地域型 集積率要件	50パーセント未満	50パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実に見込まれること
	40パーセント以上 50パーセント未満	10パーセントポイント以上増加すること	
	50パーセント以上 55パーセント未満	60パーセント以上となること	
	55パーセント以上 90パーセント未満	5パーセントポイント以上増加すること	
	90パーセント以上 95パーセント未満	95パーセント以上となること	
	95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	
2-2 (略)	(略)	(略)	(略)

別表3（助成）

区分	基準	助成割合		助成額
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 国営事業促進型 中心経営体農地 集積促進事業	中心経営体農地集積率	基本	集約化加算(※1)	国営農地再編整備事業の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	55パーセント以上 65パーセント未満	0.014	0.017	
	65パーセント未満 75パーセント以上	0.017	0.022	
	75パーセント以上 85パーセント未満	0.019	0.027	
	85パーセント以上	0.022	0.032	

※1 中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合

別記様式第2号 (2/2)

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事項	内容
6.・7. (略)	(略)
8. その他	別紙1の第2の5に従い1ha(北海道にあっては3ha)を <u>超</u> えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。 ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要

別記様式第3号

農業経営高度化計画

- 生産基盤整備事業等(国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業等)の概要 (略)
- 農業経営高度化支援事業の概要
(1)・(2) (略)
(削る。)

別記様式第2号 (2/2)

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事項	内容
6.・7. (略)	(略)
8. その他	別紙1の第2の5に従い1ha(北海道にあっては3ha)を <u>越</u> えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。 ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要

別記様式第3号

農業経営高度化計画

- 生産基盤整備事業等(国営事業促進型にあっては、国営農地再編整備事業)の概要 (略)
- 農業経営高度化支援事業の概要
(1)・(2) (略)

(3) 中心経営体による作物作付計画

中心経営体名		作付面積								
		出			畑			計		
		事業 実施前	生産基 盤整備 事業等 完了時	目標 年度	事業 実施前	生産基 盤整備 事業等 完了時	目標 年度	事業 実施前	生産基 盤整備 事業等 完了時	目標 年度
	本地面積									
	麦作・粟作	作物名								
	麦作									
	粟作									
	計									
	うち戦略作物の作付面積									

注1: 中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

(削る。)

(4) 中心経営体による高収益作物の作付計画

中心経営体名	区分	農用地 面積 (ha)	中心経営体	中心経営体	中心経営体	中心経営体	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体 による高 収益作物作付 面積 (ha)	中心経営体	高収益作物	高収益作物の作付 面積の増 加割合 (%)	助成 割合 (%)
			の利用集積 面積 (ha)	の所有面積 (ha)	の使用収益 採面積 (ha)	の基幹3作業 受給面積 (ha)			による高 収益作物作付 面積 に対する増 加面積 (ha)	による高 収益作物作付 面積の増 加面積 (ha)		
		A	B =C+D+E	C	D	E	F=B/A	G	H	I =H/B	J	
	事業 実施前 (○年度)											
	生産基盤 整備事業 等完了時 (○年度)											
	要件達成 確認時 (○年度)											
	目標年度 (○年度)											

注1：中山間担い手育成支援事業を実施する場合に記入する。

注2：助成割合Jの限度額は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29年畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1の第11の9の（1）に基づき、下表に示すIの割合に応じた係数(a)を以下の計算式に乗じた額とする。

$$J = F \times (a)$$

I	(a)
5%以上10%未満	0.030
10%以上15%未満	0.045
15%以上20%未満	0.060
20%以上	0.075

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化基盤整備計画
3. その他
- [4. 費用負担者の同意書]
- [5. 施設の管理者の同意書]

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

注1：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

注2：別紙1の第3の4の国営事業促進型を実施する地区にあっては、添付資料を1. 事業計画概要書及び3. その他のみとすることができる。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化基盤整備計画
3. その他
- [4. 費用負担者の同意書]
- [5. 施設の管理者の同意書]

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

注1：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

注2：別紙1の第3の4の国営事業促進型を実施する地区にあっては、添付資料を1. 事業計画概要書及び3. その他のみとすることができる。

別記様式第5号

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

〔 農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

別記様式第5号

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

〔 農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

別記様式第6号

番 号
年 月 日

〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
 { 北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 }

都道府県知事名

下記地区について、〇〇計画及び〇〇計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第8の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて報告します。

1. 農地整備事業計画概要書
2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積 (区画整理面積)	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

別記様式第6号

番 号
年 月 日

〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
 { 北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 }

都道府県知事名

〇〇地区について、〇〇計画及び〇〇計画の変更を行ったので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第8の規定に基づき、下記資料を添付して報告します。

1. 農地整備事業計画概要書
2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積 (区画整理面積)	総事業費	備考
経営体育成型				ha	百万円	

別記様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、**国営農地再編整備事業等**）の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

受益面積 (ha)	うち区画整理 (ha)	〇年度まで	進捗率	〇年度の主な工事内容
		区画整理累計面積 (ha)	(区画整理面積ベース) (%)	
総事業費 (百万円)	〇年度事業費 (百万円)	〇年度まで 累計事業費 (百万円)	進捗率 (事業費ベース) (%)	

(削る。)

別記様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあっては、**国営農地再編整備事業**）の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

受益面積 (ha)	うち区画整理 (ha)	〇年度まで	進捗率	〇年度の主な工事内容
		区画整理累計面積 (ha)	(区画整理面積ベース) (%)	
総事業費 (百万円)	〇年度事業費 (百万円)	〇年度まで 累計事業費 (百万円)	進捗率 (事業費ベース) (%)	

注：経営体育成型（農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知。以下「要領」という。）別紙1第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（要領別紙1第5の2の（1）のイの（ウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）において、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度までの地区は記入する。

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援事業の内容	備考

注：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：農業経営高度化支援事業（水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業を除く。）を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、要領別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積（又は農地集約化）の実績

（要領別紙1第5の1の（2）の（ア）（2の（1）のイの（ア）含む。以下同じ。）により採択された場合）

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 利用集積 面積 B=C+D+E (ha)	担い手の 所有面積 C (ha)	担い手の 使用収益権 面積 D (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 E (ha)	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援事業の内容	備考

注：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：農業経営高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、要領別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 利用集積 面積 B=C+D+E (ha)	担い手の 所有面積 C (ha)	担い手の 使用収益権 面積 D (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 E (ha)	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、経営体育成型（要領別紙1第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（要領別紙1第5の2の（1）のイの（ウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）において、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度までの地区は記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(要領別紙1第5の1の(2)のイ(2の(1)のイの(イ)含む。以下同じ。)により採択された場合)
ア 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 集約化面積 B=C+D+E (ha)	担い手の 所有面積 のうち 集約化面積	担い手の 使用収益権 面積のうち 集約化面積	担い手の 基幹3作業 受託面積 のうち 集約化面積	農用地面積に 占める担い手の 集約化率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
			C (ha)	D (ha)	E (ha)			
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(要領別紙1第5の1の(2)のウ(2の(1)のイの(ウ)含む。以下同じ。)により採択された場合)
ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	農地所有 適格法人等の 利用集積面積	農地所有 適格法人等の 所有面積	農地所有 適格法人等の 使用収益権面積	農地所有 適格法人等の 基幹3作業 受託面積	農用地面積に 占める 農地所有 適格法人等の 利用集積率 B/A (%)
		B=C+D+E (ha)	C (ha)	D (ha)	E (ha)	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注：要領別紙1第5の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等について記載する。

イ (略)

(新設)

(新設)

イ (略)

ウ 中心経営体農地促進事業の実績

中心経営体農地促進事業において、通年施行により、農地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成する。

(略)

(2) 農地利用集積(又は農地集約化)方法

(削る。)

(要領別紙1第5の1の(2)のア又はイにより採択された場合)

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		中心経営体		今後育成すべき農業者	計
	人数	集積面積 (ha)	人数	集積面積 (ha)	組織数	集積面積 (ha)	人数	集積面積 (ha)	経営体数	集積面積 (ha)	人数等	集積面積 (ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

ウ 農業経営高度化促進事業の実績

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成する。

(略)

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者		うち認定農業者		農地所有適格法人		うち認定農業者		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計					
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。
 注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(新設)

(要領別紙1第5の1の(2)のア又はイにより採択された場合)

権利等の種類	担い手区分													
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		中心経営体		今後育成すべき農業者		社	
	人数	集約化面積(ha)	人数	集約化面積(ha)	組織数	法人数	集約化面積(ha)	集約化面積(ha)	経営体数	集約化面積(ha)	法人数	集約化面積(ha)	人数等	集約化面積(ha)
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
社														

注1：担い手の区分欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(新設)

(要領別紙1第5の1の(2)のウにより採択された場合)

権利等の種類	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		社	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
社										

注1：農地所有適格法人等①には要領別紙1第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(新設)

(3) 担い手育成の実績

(要領別紙1第5の1の(2)のA又はイにより採択された場合)

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織	市町村基本構想水準到達者	中心経営体	今後育成すべき農業者
	人数	人数	組織数	人数	経営体数	人数等
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
計画	()	()	()	()	()	
実績 (〇年度まで)						

計画 上段 (): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 促進計画目標年度

(要領別紙1第5の1の(2)のウにより採択された場合)

区分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
実績 (〇年度まで)						

計画 上段 (): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 促進計画目標年度

注1: 農地所有適格法人等①には要領別紙1第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2: 農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者	うち認定農業者	農地所有適格法人	うち認定農業者	生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者
	人数	人数	法人数	法人数	組織数	団体数	法人数	人数等
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()	()	()
実績 (〇年度まで)								

計画 上段 (): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 促進計画目標年度

(4) 作付実績 (生産基盤整備事業が完了した地区において記入する。)

ア 計画に対する作付状況

作物	作付面積 (ha)					計画と事業後の比較		
	事業前 ①	事業 計画 ②	事業後 ③			事業後と計画 の差 (ha) ④=③-②	乖離率 (%) ④/②	乖離の要因 (±30%を超える場合)
			1年 目	2年 目	3年 目			
水 稲	主食用米							
	飼料用米							
	WCS用稲							
	加工用米							
	米粉用米							
	その他水稲							
土 地 利 用 型 作 物	小麦							
	大麦・ はだか麦							
	大豆							
	小計							
高 収 益 作 物								
	小計							
其 他 の 土 地								
	小計							
作付準備地 (緑肥等)								
計								

※土地利用型作物：小麦、大麦・はだか麦、大豆、そば、なたね、子実用とうもろこし、かんしょ（でんぷん用）、ばれいしょ（でんぷん用）、飼料作物等

※高収益作物：野菜、果樹、花き、茶など、主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IV第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、IV第2の1（6）①の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第2条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いもの

(新設)

イ 汎用田における作付予定

<u>事業完了後、汎用田において水稲のみ を作付けている面積 (ha)</u>	<u>1年目</u>	<u>2年目</u>	<u>3年目</u>	<u>4年目</u>	<u>5年目</u>

当該汎用田の今後の作付予定

(要領別紙1第5の1の(2)のウにより採択された場合)

3 農地所有適格法人等の状況

(1) 農地所有適格法人等の経営状況

<u>農地所有 適格法人 等の名称</u>	<u>経営面積 (ha)</u>	<u>うち 地区内</u>	<u>農地所有 適格法人 となった日 (予定含む)</u>	<u>特定 農業法人 となった日 (予定含む)</u>	<u>認定農業者 認定日 (予定含む)</u>	<u>経営所得 安定対策 加入経営体 となった日 (予定含む)</u>	<u>構成員数 (人)</u>	<u>常時 従事者数 (人)</u>	<u>経営方針</u>
<u>〇〇法人</u>									
<u>△△法人</u>									
<u>××法人</u>									

(新設)

		法人区分	〇〇法人	△△法人	××法人	
経営面積 (ha)		田				
		畑				
		採草放牧地				
		法人形態				
事業の種類		農畜産物名				
		関連事業等名				
		その他事業名				
売上高(円)	農業	前々年度報告				
		前年度報告				
		報告				
	その他事業	合計				
		前々年度報告				
		前年度報告				
		報告				
		合計				
構成員数	総数					
	農地提供者①					
	農業常時従事者②					
	農地保有合理化法人③					
	市町村・農協等④					
	承認会社⑤					
	農地権の状況(うち市町村・農協 承認の有するもの)					
法人と取引関係等にある者⑥						
業務執行役員数	総数					
	農業に常時従事する構成員数					
	うち農作業に 従事する者数					
備考						

注1：要領別紙1第5の1の(2)のウに該当する農地所有資格法人等のみを記載対象とする。

注2：農地所有資格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項 (内容)
【事業開始時】	年 月				
1年度目	年 月				
	年 月				
2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了時】	年 月				
6年度目	年 月				
	年 月				
【完了後】	年 月				
完了後	年 月				
1年度目	年 月				
完了後	年 月				
2年度目	年 月				
完了後	年 月				
3年度目	年 月				
完了後	年 月				
4年度目	年 月				
完了後	年 月				
5年度目	年 月				

注1：農地所有適格法人等が複数設立された場合は、当該法人ごとに作成する。

注2：要領別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

4 所見及び改善措置等

(削る。)

(削る。)

3 所見及び改善措置等

担い手への農地利用集積

注：経営体育成型（要領別紙1第5の1の(2)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（要領別紙1第5の2の(1)のイの(ウ)の要件により採択された事業実施地区を除く。）において、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度までの地区は記入する。

(削る。)

別記様式第8号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

受益面積 (ha)	うち区画整理 (ha)	RO年度まで	進捗率	RO年度の主な工事内容
		区画整理累計面積 (ha)	(区画整理面積ベース) (%)	
総事業費 (百万円)	RO年度事業費 (百万円)	RO年度まで 累計事業費 (百万円)	進捗率 (事業費ベース) (%)	

注：経営体育成型（農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知。以下「要領」という。）別紙1第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（要領別紙1第5の2の（1）のイの（ウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）において、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度までの地区は記入する。

<u>一体的に実施した 関連支援事業</u>	<u>実施した関連支援事業の内容</u>	<u>備考</u>

注：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 農業経営高度化支援事業の実施状況

<u>事業名</u>	<u>事業実施主体</u>	<u>事業実施期間</u>	<u>活動内容等</u>	<u>総事業費 (千円)</u>	<u>備考</u>

注1：農業経営高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、要領別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農用地集約化の実績

ア 担い手への農用地集約化の実績

<u>区分</u>	<u>農用地面積</u>	<u>担い手の 集約化面積</u>	<u>担い手の 所有面積 のうち 集約化面積</u>	<u>担い手の 使用収益権 面積のうち 集約化面積</u>	<u>担い手の 基幹3作業 受託面積 のうち 集約化面積</u>	<u>農用地面積に 占める担い手の 集約化率</u>	<u>達成率</u>	<u>達成 状況 (評価)</u>
<u>事業実施前</u>								
<u>1年度目</u>								
<u>2年度目</u>								
<u>3年度目</u>								
<u>4年度目</u>								
<u>5年度目</u>								
<u>計画</u>	<u>()</u>	<u>()</u>	<u>()</u>	<u>()</u>	<u>()</u>	<u>()</u>		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、経営体育成型（要領別紙1第5の1の(2)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（要領別紙1第5の2の(1)のイの(ウ)の要件により採択された事業実施地区を除く。）において、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度までの地区は記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の 利用集積面積 (ha)	中心経営体 の所有面積 (ha)	中心経営体 の使用収益 集積面積 (ha)	中心経営体 の基幹3作 集積面積 (ha)	中心経営体の 集約化面積 (ha)	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
	A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B	
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで									

計画 上段(): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 促進計画目標年度

ウ 農業経営高度化促進事業の実績

農業経営高度化促進事業において、適年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成する。

令和〇〇年度

工事工程計画

事業名	〇〇事業
地区名	〇〇地区
工期	R〇〇～R〇〇
市町村	〇〇町
事業主体名	〇〇土地改良区
受益面積	〇〇.〇ha
総事業費 (千円)	〇,〇〇〇,〇〇〇
補助率	〇〇%
中心経営体 集積率(%)	〇〇.〇%
交付限度額 (事業費)	〇〇〇,〇〇〇千円
面工事面積	全体面積 〇〇ha うち意削 〇〇ha 施工面積

〇〇事業 〇〇地区 計画概要図

凡例

- 黄色: R〇〇年度施工
- 青: R〇〇年度施工
- 赤: R〇〇年度施工
- 緑: R〇〇年度施工
- 紫: R〇〇年度施工
- 黒点線: 各年度施工のうち

全体事業計画及び実績

対象工事	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	合計
面工事面積 (ha)	計画														
	実績														
うち反字施工面積 (ha)	計画														
	実績														
対象面積 (ha)															
交付単価 (千円/10a)															
金額 (千円)															
うち国費 (千円)															
県費 (千円)															

(2) 担い手別農用地集約化方法

権利等の種類	担い手区分																		
	農業者		うち 認定農業者		農地所有 遠隔法人		うち 認定農業者		生産組織		特定農業 団体等		その他法人		今後 育成すべき 農業者		計		
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	
自己所有地																			
賃貸権設定																			
経営受託																			
基幹作業受託																			
計																			

注1：担い手の区分等については、別紙1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

3. 所見及び改善措置等

担い手への農用地集約化

注：達成率と達成状況は、経営体育成型（要領別紙1第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（要領別紙1第5の2の（1）のイの（ウ）の要件により採択された事業実施地区を除く。）において、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度までの地区は記入する。

(参考) 担い手別農用地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																		
	農業者		うち 認定農業者		農地所有 遠隔法人		うち 認定農業者		生産組織		特定農業 団体等		その他法人		今後 育成すべき 農業者		計		
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	
自己所有地																			
賃貸権設定																			
経営受託																			
基幹作業受託																			
計																			

注1：担い手区分の欄については、要領別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

(削る。)

別記様式第9号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29
生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のと
おり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

(2) 農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：農業経営高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農
村振興局長・生産局長通知、以下「要領」という。）別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積	農地所有 適格法人等の 利用集積面積	農地所有 適格法人等の 所有面積	農地所有 適格法人等の 使用収益権面積	農地所有 適格法人等の 基幹3作業 受託面積	農用地面積に 占める 農地所有 適格法人等の 利用集積率
	A (ha)	B=C+D+E (ha)	C (ha)	D (ha)	E (ha)	B/A (%)
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

計画 上段():生産基盤整備事業等の完了時、下段:促進計画目標年度

注:要領別紙1第2の1に該当する農地所有適格法人等について記載する。

イ 中心経営体の農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の 利用集積面積 (ha)	中心経営体の 所有面積 (ha)	中心経営体の 使用収益 権面積 (ha)	中心経営体の 基幹3作 業受託面積 (ha)	中心経営体の 集約化面積 (ha)	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
	A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B	
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで									

計画 上段():生産基盤整備事業等の完了時、下段:促進計画目標年度

ウ 農業経営高度化促進事業の実績

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成する。

令和〇〇年度

工事工程計画

事業名	〇〇事業	
地区名	〇〇地区	
工期	R〇〇～R〇〇	
市町村	〇〇町	
事業主体名	〇〇土地改良区	
受益面積	〇〇.〇ha	
総事業費 (千円)	〇,〇〇〇,〇〇〇	
補助率	〇〇%	
中心経営体 集積率(%)	〇〇.〇%	
交付限度額 (事業費)	〇〇〇,〇〇〇千円	
面工事面積	全体面積	〇〇ha
	うち当期 施工面積	〇〇ha



全体事業計画及び実績

対象工事		R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	R〇〇	合計
面工事面積 (ha)	計画															
	実績															
うち当期施工面積 (ha)	計画															
	実績															
受益面積 (ha)																
交付単価 (千円/10a)																
金額 (千円)																
うち国費 (千円)																
負担 (千円)																

(2) 経営所得安定対策加入経営体別農地利用集積方法

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：農地所有適格法人等①には要領別紙1第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
事業実施前						
計画時	()	()	()	()	()	()
実績 (〇年度まで)						

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：農地所有適格法人等①には要領別紙1第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

注3：「完了時」とは生産基盤整備事業等の完了時、「目標年度」とは基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度をいう。

3 農地所有適格法人等の状況

(1) 農地所有適格法人等の経営状況

農地所有 適格法人 等の名称	経営面積 (ha)	うち 地区内	農地所有 適格法人 となった日 (予定含む)	特定 農業法人 となった日 (予定含む)	認定農業者 認定日 (予定含む)	経営所得 安定対策 加入経営体 となった日 (予定含む)	構成員数 (人)	当時 従事者数 (人)	経営方針
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

		法人区分	〇〇法人	△△法人	××法人
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	経営放牧地				
法人形態					
事業の種類	農産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農業	前々年度報告			
		前年度報告			
		報告			
	その他	合 計			
		前々年度報告			
		前年度報告			
構成員数		総 数			
		農地提供者①			
		農業従事者②			
		農地保有合理化法人③			
		市町村・農協等④			
		承認会社⑤			
		農地権の状況(うち市町村・農協 系統の有するもの)			
		法人と取引関係等にある者⑥			
業務執行役員数	総 数				
	農業に常時従事する構成員数				
	うち農作業に 従事する者数				
備 考					

注1：要領別紙1第2の1に該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。

注2：農地所有適格法人等が設立された年度から日曆年度まで記載する。

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項(内容)
【事業開始時】	年 月				
1年度目	年 月				
	年 月				
2年度目	年 月				
	年 月				
3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了時】	年 月				
6年度目	年 月				
	年 月				
【完了後】	年 月				
完了後	年 月				
1年度目	年 月				
完了後	年 月				
2年度目	年 月				
	年 月				
完了後	年 月				
3年度目	年 月				
	年 月				
完了後	年 月				
4年度目	年 月				
	年 月				
完了後	年 月				
5年度目	年 月				
	年 月				

注1：農地所有適格法人等が複数設立された場合は、当該法人ごとに作成する。

注2：要領別紙1別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

(削る。)

別記様式第10号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の2の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成
基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称
を記入する。

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積	担い手の 利用集積面積	担い手の所有面積	担い手の 使用収益権面積	担い手の 基幹3作業 受託面積	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率
	A (ha)	B=C+D+E (ha)	C (ha)	D (ha)	E (ha)	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等 の種類	担い手区分																計
	農業者		うち 認定農業者		農地所有 適格法人		うち 認定農業者		生産組織		特定農業 団体等		その他法人		今後 育成すべき 農業者		
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	
自己所有地																	
賃貸権設定																	
経営受託																	
基幹作業受託																	
計																	

注1：担い手の区分欄については、農業競争力農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知。）別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者	うち 認定農業者	農地所有 適格法人	うち 認定農業者	生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後 育成すべき 農業者
	人数	人数	法人数	法人数	組織数	団体数	法人数	人数等
事業実施前								
計画	()	()	()	()	()	()	()	()
実績 (〇〇年度まで)								

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

(削る。)

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別集積方法							
					農業者	うち 既得農業者	農地所有 適格法人	うち 既得農業者	生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後 達成する 農業者
⑩	0001	1.20	田	⑩	(所)⑩ 1.20	(所)⑩ 1.20						
	0002	1.06	畑		(所)⑩ 1.06	(所)⑩ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑩ 1.40	(賃)⑩ 1.40						
	0205	1.35	〃	④	(受)⑩ 1.35	(受)⑩ 1.35						
小計		5.01			5.01							
.....												
社												

注1:一覧表は、担い手別に整理する。
 注2:集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑩等、法人及び組織等はA等と表記する。

別記様式第11号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の2の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援事業の内容	備考

注:「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積	担い手の集約化面積	担い手の所有面積のうち集約化面積	担い手の使用収益権面積のうち集約化面積	担い手の基幹3作業受託面積のうち集約化面積	農用地面積に占める担い手の集約化率
	A (ha)	B=C+D+E (ha)	C (ha)	D (ha)	E (ha)	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

計画 上段(): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 促進計画目標年度

(2) 担い手別農用地集約化方法

権利等の種類	担い手区分													計				
	農業者		うち 認定農業者		農地所有 運移法人		うち 認定農業者		生産組織		特定農業 団体等		その他法人			今後 育成すべき 農業者		
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
	自己所有地																	
賃貸権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注1: 担い手の区分欄については、農業競争力農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知。以下、「要領」という。）別紙1第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2: 本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

注3: その他法人とは、要領別紙1第2の3の(4)に該当するものとする。

(削る。)

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別集約化方法							
					農業者	農地所有 者		生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後 育成する 農業者	
						うち、 認定農業者	うち、 認定農業者					
①	0001	1.20	田	①	(所)① 1.20	(所)① 1.20						
	0002	1.06	畑		(所)① 1.06	(所)① 1.06						
	0103	1.40	田	②	(貸)① 1.40	(貸)① 1.40						
	0205	1.35	#	④	(受)① 1.35	(受)① 1.35						
小計		5.01			5.01	5.01						
計												

注1：一覧表は、担い手別に整理する。
 注2：集約方法の(所)は所有権、(貸)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は①等、法人及び組織等はA等と表記する。

別記様式第12号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
 北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29
 生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の2の規定に基づき、下記のと
 おり事業達成状況について報告します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着手 年度	完工 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援事業の内容	備考

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積	農地所有 適格法人等 の数	農地所有 適格法人等 の集約化面積	農地所有 適格法人等 の所有面積	農地所有 適格法人等 の使用収益権面積	農地所有 適格法人等 の基幹3作業 受託面積	農用地面積に 占める 農地所有 適格法人等 の利用集積率
	A (ha)		B=C+D+E (ha)	C (ha)	D (ha)	E (ha)	B/A (%)
事業実施前							
計画	()	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで							

計画 上段(): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 促進計画目標年度

注1: 農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知、以下、「要領」という。)別紙1第2の1に該当する農地所有適格法人等について記載する。

注2: 本表の基礎資料として、①農地所有適格法人等地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(2) 農地所有適格法人等地番別土地利用調整結果一覧表

農地所有 適格法人等 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	農地所有 適格法人等 区分別 集積方法	
㉔	0001	1.20	田	6	(所)A	1.20
	0002	1.06	畑	6	(所)A	1.06
	0103	1.40	田	2	(貸)A	1.40
	0205	1.35	畑	4	(受)A	1.35
小計		5.01				5.01
.....						
社						

注: 集積方法の(所)は所有権、(貸)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入する。

3 農地所有適格法人等の育成状況

農地所有 適格法人等 の名称	経営面積 (ha)	農地所有 適格法人 となった日	特定 農業法人 となった日 (予定含む)	認定 農業者 認定日	経営所得 安定対策 加入日	法人形態	構成員数 (人)	当時 従事者数 (人)	経営方針
	うち 地区内								

注1: 「法人形態」欄は、農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社・株式会社のいずれかを記入する。

注2: 当時従事者数とは農地法第2条第3項第2号ホに規定する当時従事者の数をいう(以下同じ。)

別記様式第 8 号 (略)

別記様式第 9 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 6 の 6 の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1 ～ 4 (略)

別記様式第 13 号 (略)

別記様式第 14 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 6 の 7 の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1 ～ 4 (略)

別記様式第10号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

水田貯留機能向上計画達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の3の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

(2) 水田貯留機能向上推進事業、水田貯留機能向上支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	実施内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：「事業名」は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注2：「実施内容等」は、実施時期及び実施内容を具体的に記入する。

別記様式第15号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

水田貯留機能向上計画達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の3の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

(2) 水田貯留機能向上推進事業、水田貯留機能向上支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	実施内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：「事業名」は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注2：「活動内容等」は、実施時期及び実施内容を具体的に記入する。

別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）

第6 事業の申請等

1・2 （略）

3 都道府県知事は、第2の2の経営体育成促進換地等調整事業が採択された場合、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。

4 （略）

別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）

第6 事業の申請等

1・2 （略）

3 都道府県知事は、第2の2の経営体育成促進換地等調整が採択された場合、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。

4 （略）

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 実施計画等策定地区一覧表（別添1のとおり）
2. 実施計画策定地区概要書（別添2のとおり）
3. 経営体育成促進換地等調整調書（別添3のとおり）
4. スマート農業導入推進計画（別添4のとおり）

(別記様式第1号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 実施計画等策定地区一覧表（別添1のとおり）
2. 実施計画策定地区概要書（別添2のとおり）
3. 経営体育成促進換地等調整調書（別添3のとおり）
4. スマート農業導入推進計画（別添4のとおり）

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書

都道府県名	地区名	所在	事業対象面積	実施年度	実施機関名	土地改良換地士の有無	実施計画着手年度	業務項目					
								1年度	2年度	3年度	4年度		
			ha										
換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）													
事業計画樹立年度	着工	完工	地区面積	関係農家数	事業主体名	事業名	備考						
			ha										

(注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け [6構改B第637号](#)農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。

2 (略)

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書

都道府県名	地区名	所在	事業対象面積	実施年度	実施機関名	土地改良換地士の有無	実施計画着手年度	業務項目					
								1年度	2年度	3年度	4年度		
			ha										
換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）													
事業計画樹立年度	着工	完工	地区面積	関係農家数	事業主体名	事業名	備考						
			ha										

(注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け [6構改B第677号](#)農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。

2 (略)

別記様式第2号

番 号
年 月 日

実施計画等策定事業採択通知書

(北海道の場合は、国土交通省北海道開発局長経由)
都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり実施計画等策定事業実施地区として採択したので通知する。

記

実施計画等策定地区一覧表（別添のとおり）

(別記様式第2号)

番 号
年 月 日

実施計画等策定事業採択通知書

(北海道の場合は、国土交通省北海道開発局長経由)
都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり実施計画等策定事業実施地区として採択したので通知する。

記

実施計画等策定地区一覧表（別添のとおり）

別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）

第2 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、担い手、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準ずる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1～6 （略）

7 担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

- （1）認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。この別紙において「基盤強化法」という。）第12条第1項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。）であること。
- （2）認定新規就農者（基盤強化法第14条の4に基づき、市町村から青年等収納計画の認定を受けた経営体をいう。）であること。
- （3）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）であること。
- （4）市町村基本構想水準到達者（年間所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。）であること。
- （5）地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図を

別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）

第2 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1～6 （略）

（新設）

いう。)に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。)であること。

(6) その他担い手として育成すべきと市町村が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

8～13 (略)

第4 事業の内容等

1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画(この別紙において「活性化計画」という。)に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画(この別紙において「事業実施計画」という。)により整備を行う草地(主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。)を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類	事業内容及び実施要件等
草地整備型	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、 <u>担い手</u> を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

7～12 (略)

第4 事業の内容等

1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画(この別紙において「活性化計画」という。)に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画(この別紙において「事業実施計画」という。)により整備を行う草地(主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。)を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類	事業内容及び実施要件等
草地整備型	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、 <u>農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。この別紙において「基盤強化法」という。)</u> 第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は受けることが確実と見込まれる者(その地域において効率的かつ

	(1) ~ (3) (略)
公共 牧場 整備 事業	(略)
(略)	(略)

2 本事業の事業主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類	事業内容及び実施要件等
草 地 整 備 型	(1) (略)
道 営 草 地 整 備 事	(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア (略) イ <u>担い手又は活性化計画に示された者</u> とする。 ウ (略)

	<u>安定的な農業経営を営むと見込まれる者又はこれらと一体となって飼料生産を営む者</u> をいう。(この別紙において「 <u>担い手</u> 」という。)を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) ~ (3) (略)
公共 牧場 整備 事業	(略)
(略)	(略)

2 本事業の事業主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類	事業内容及び実施要件等
草 地 整 備 型	(1) (略)
道 営 草 地 整 備 事	(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア (略) イ <u>担い手(活性化計画に示された者)</u> とする。 ウ (略)

	業	
	公共 牧場 整備 事業	(略)
畜産 担 い 手 総 合 整 備 型	飼料 基盤 集積 整備 事業	(1) (略) (2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア・イ (略) ウ 担い手 <u>又は活性化計画に示された者</u> とする。 エ (略)
	再 編 整 備 事 業	(1) (略) (2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア～ウ (略) エ 担い手 <u>又は活性化計画に示された者</u> とする。 オ (略)
草地 整 備 利 用 促 進 事		(1) (略) (2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。

	業	
	公共 牧場 整備 事業	(略)
畜産 担 い 手 総 合 整 備 型	飼料 基盤 集積 整備 事業	(1) (略) (2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア・イ (略) ウ 担い手 <u>(活性化計画に示された者)</u> とする。 エ (略)
	再 編 整 備 事 業	(1) (略) (2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア～ウ (略) エ 担い手 <u>(活性化計画に示された者)</u> とする。 オ (略)
草地 整 備 利 用 促 進 事		(1) (略) (2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。

業	ア (略)
	イ 担い手 <u>又は活性化計画に示された者</u> とする。
	ウ (略)

業	ア (略)
	イ 担い手 <u>(活性化計画に示された者)</u> とする。
	ウ (略)

第7 事業実施計画の採択申請及び採択手続

1～8 (略)

9 前項の審査の基準については、第4に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件に照らして行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 活性化計画に定める農地流動化計画 (飼料基盤集積整備事業に限る。) の達成が見込まれること。

第7 事業実施計画の採択申請及び採択手続

1～8 (略)

9 前項の審査の基準については、第4に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件に照らして行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 活性化計画に定める農地流動化計画 (飼料基盤集積型に限る) の達成が見込まれること。

(採択申請書様式)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業 (〇〇〇) 採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱 (平成30年3月30日付け29農振第2604号) 第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申

(採択申請書様式)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業 (〇〇〇) 採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱 (平成30年3月30日付け29農振第2604号) 第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申

請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化基盤整備計画
3. その他

記

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受益面 積	総事業 費	備 考
草地畜産 基盤整備 事業 (草地整 備型)				ha	百万円	

請します。

1. 事業計画概要書
2. 農業競争力強化農地整備計画
3. その他

記

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受益面 積	総事業 費	備 考
草地畜産 基盤整備 事業 (草地整 備型)				ha	百万円	

別紙4（農村環境計画策定事業に係る運用）

第2 事業の内容

1 現況調査

(1) 農村環境計画（都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針（以下「環境対策指針」という。）に基づき、市町村又は都道府県が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想をいう。以下同じ。）の策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する事業をいう。

(2) (略)

2 (略)

第3 事業の対象地域

事業の対象地域は、農地整備事業、草地畜産基盤整備事業若しくは農業基盤整備促進事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の別紙1の水利施設整備事業若しくは別紙2の畑地帯総合整備事業のいずれかの事業（以下「対象事業」という。）を環境に配慮して実施するに当たって、農村環境計画又は田園環境整備マスタープラン（「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振第2513号農村振興局長・生産局長通知）」第3の1に定める田園環境整備マスタープランをいう。）が未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域とする。

第6 採択要件

農村環境計画策定事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

別紙4（農村環境計画策定事業に係る運用）

第2 事業の内容

1 現況調査

(1) 農村環境計画（都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針（以下この別紙において「環境対策指針」という。）に基づき、市町村又は都道府県が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想をいう。以下この別紙において同じ。）の策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する事業をいう。

(2) (略)

2 (略)

第3 事業の対象地域

事業の対象地域は、農地整備事業、草地畜産基盤整備事業、又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）の別紙1の水利施設整備事業、若しくは別紙2の畑地帯総合整備事業のいずれかの事業（以下「対象事業」という。）を環境に配慮して実施するに当たって、農村環境計画又は田園環境整備マスタープラン（「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振第2513号農村振興局長・生産局長通知）」第3の1に定める田園環境整備マスタープランをいう。）が未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域とする。

第6 採択要件

農村環境計画策定事業に係る要綱第6の3の農村振興局長等が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1・2 (略)

第10 助成

農村環境計画策定事業に係る要綱8の経費とは、別記に掲げる費用とする。

別記様式第1号 (略)

1・2 (略)

第10 助成

農村環境計画等策定事業に係る要綱8の経費とは、別記に掲げる費用とする。

(別記様式第1号) (略)

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農村環境計画策定事業 採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙4第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表（別記様式第1号のとおり）

- 〔2. 事業採択申請書（別記様式第3号のとおり）〕

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

注1：〔 〕は、農村環境計画を市町村長が策定する場合に添付する。

(別記様式第2号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農村環境計画策定事業 採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙4第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表（別記様式第1号のとおり）

- 〔2. 事業採択申請書（別記様式第3号のとおり）〕

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

注1：〔 〕は、農村環境計画を市町村長が策定する場合に添付する。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長名

農村環境計画策定 採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙4第7の2の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

別記様式第4号 (略)

(別記様式第3号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長名

農村環境計画策定 採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙4第7の2の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

(別記様式第4号) (略)

別紙5（農業基盤整備促進事業に係る運用）

第3 事業実施主体

- 1 本事業の実施主体は、次のとおりとする。
 - (1) ・ (2) (略)
 - (3) 農業者等の組織する団体（以下「農業者団体」という。）
- 2・3 (略)

第4 計画の作成

- 1 事業実施主体は、別記様式第1号により農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。
 - (削る。)
 - (削る。)
 - (削る。)
 - (削る。)
 - (削る。)
 - (削る。)
 - (削る。)
 - (削る。)
 - (削る。)
- 2・3 (略)

第6 事業の申請等

- 1 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合の事業採

別紙5（農業基盤整備促進事業に係る運用）

第3 事業実施主体

- 1 本事業の実施主体は、次のとおりとする。
 - (1) ・ (2) (略)
 - (3) 農業者等の組織する団体（この別紙において「農業者団体」という。）
- 2・3 (略)

第4 計画の作成

- 1 事業実施主体は、次に掲げる事項を記載した農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。
 - (1) 農業競争力強化に向けた取組方針
 - (2) 事業実施期間
 - (3) 基盤整備の概要
 - (4) 基盤整備の計画
 - (5) 農地防災事業の実施
 - (6) 費用負担の方法
 - (7) 施設の予定管理者及び予定管理方法
 - (8) その他必要な事項
- 2 農業基盤整備計画は、別記様式第1号により作成するものとする。
- 3・4 (略)

第6 事業の申請等

- 1 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合の事業採

択の申請については、以下のとおりとする。

(1) 市町村長又は農業者団体は、都道府県が指定する期日までに、第4により作成された農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、2に定める場合を除き、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、地方農政局長等(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。)に事業採択申請書等を提出するものとする。

(2) (略)

2～6 (略)

第10 その他

1～5 (略)

(削る。)

6 (略)

択の申請については、以下のとおりとする。

(1) 市町村長又は農業者団体は、都道府県が指定する期日までに、第4により作成された農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定める場合を除き、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、地方農政局長等(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。)に事業採択申請書等を提出するものとする。

(2) (略)

2～6 (略)

第10 その他

1～5 (略)

6 事業の着手は、原則として、国からの補助金交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(別記様式第7号)をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知)第3の規定による申請書の別紙第3の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

7 (略)

7 6により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還金} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

8～12 (略)

13 水田貯留機能の向上を目的として、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容を実施する場合、別紙1 別記様式第9号に規定する水田貯留機能向上計画を策定することとする。

(1)・(2) (略)

14 13の実施に当たっては、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、別紙1第5の1の(5)のアからウに掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域で実施すること。

(削る。)

8 7により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還金} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

9～13 (略)

14 水田貯留機能の向上を目的として、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容を実施する場合、別紙1 別記様式第14号に規定する水田貯留機能向上計画を策定することとする。

(1)・(2) (略)

15 14の実施に当たっては、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域で実施すること。

(1) 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について

(削る。)

(削る。)

て（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

（2）治水協定（既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

（3）地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

別表 2

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常の助成単価(※1)	2. 集約化加算単価(※1)
(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔で隣接するほ場の高低差 <u>10cm 超、</u> 表土扱い <u>あり</u>	(略)	(略)	(略)
	畦畔で隣接するほ場の高低差 <u>10cm 以下、</u> 表土扱い <u>あり</u>	(略)	(略)	(略)
	畦畔で隣接するほ場の高低差 <u>10cm 以下、</u> 表土扱い <u>なし</u>	(略)	(略)	(略)

別表 2

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常の助成単価(※1)	2. 集約化加算単価(※1)
(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔で隣接するほ場の高低差 <u>が10cmを超える</u> <u>場合であって表土扱い</u> <u>を行う場合</u>	(略)	(略)	(略)
	畦畔で隣接するほ場の高低差 <u>が10cm以下の場</u> <u>合であって表土扱いを</u> <u>行う場合</u>	(略)	(略)	(略)
	畦畔で隣接するほ場の高低差 <u>が10cm以下の場</u> <u>合であって表土扱いを</u> <u>行わない場合</u>	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 田の区画 拡大(水路の 変更を伴うも の)	水路で隣接するほ場の 高低差 <u>10cm 超、</u> 表土扱い <u>あり</u>	(略)	(略)	(略)
	水路で隣接するほ場の 高低差 <u>10cm 以下、</u> 表土扱い <u>あり</u>	(略)	(略)	(略)
	水路で隣接するほ場の 高低差 <u>10cm 以下、</u> 表土扱い <u>なし</u>	(略)	(略)	(略)
(3) 畑の区画 拡大(水路の 変更を伴わな いもの)	畦畔で隣接するほ場の 高低差 <u>10cm 超、</u> 表土扱い <u>あり</u>	(略)	(略)	(略)
	畦畔で隣接するほ場の 高低差 <u>10cm 以下、</u> 表土扱い <u>あり</u>	(略)	(略)	(略)
	畦畔で隣接するほ場の 高低差 <u>10cm 以下、</u> 表土扱い <u>なし</u>	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 畑の区画 拡大(水路の 変更を伴うも の)	水路で隣接するほ場の 高低差 <u>10cm 超、</u> 表土扱い <u>あり</u>	(略)	(略)	(略)
	水路で隣接するほ場の 高低差 <u>10cm 以下、</u> 表土扱い <u>あり</u>	(略)	(略)	(略)
	水路で隣接するほ場の 高低差 <u>10cm 以下、</u> 表土扱い <u>なし</u>	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 田の区画 拡大(水路の 変更を伴うも の)	水路で隣接するほ場の 高低差 <u>が10cmを超える</u> <u>場合であって表土扱い</u> <u>を行う場合</u>	(略)	(略)	(略)
	水路で隣接するほ場の 高低差 <u>が10cm以下の場</u> <u>合であって表土扱いを</u> <u>行う場合</u>	(略)	(略)	(略)
	水路で隣接するほ場の 高低差 <u>が10cm以下の場</u> <u>合であって表土扱いを</u> <u>行わない場合</u>	(略)	(略)	(略)
(3) 畑の区画 拡大(水路の 変更を伴わな いもの)	畦畔で隣接するほ場の 高低差 <u>が10cmを超える</u> <u>場合であって表土扱い</u> <u>を行う場合</u>	(略)	(略)	(略)
	畦畔で隣接するほ場の 高低差 <u>が10cm以下の場</u> <u>合であって表土扱いを</u> <u>行う場合</u>	(略)	(略)	(略)
	畦畔で隣接するほ場の 高低差 <u>が10cm以下の場</u> <u>合であって表土扱いを</u> <u>行わない場合</u>	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 畑の区画 拡大(水路の 変更を伴うも の)	水路で隣接するほ場の 高低差 <u>が10cmを超える</u> <u>場合であって表土扱い</u> <u>を行う場合</u>	(略)	(略)	(略)
	水路で隣接するほ場の 高低差 <u>が10cm以下の場</u> <u>合であって表土扱いを</u> <u>行う場合</u>	(略)	(略)	(略)
	水路で隣接するほ場の 高低差 <u>が10cm以下の場</u> <u>合であって表土扱いを</u> <u>行わない場合</u>	(略)	(略)	(略)

(5) 暗渠排水	バックホウ工法、 表土扱いあり	(略)	(略)	(略)
	バックホウ工法、 表土扱いなし	(略)	(略)	(略)
	トレンチャ工法、 表土扱いなし	(略)	(略)	(略)
	掘削同時埋設工法、 表土扱いなし	(略)	(略)	(略)
(6) 湧水処理	表土扱いあり	(略)	(略)	(略)
	表土扱いなし	(略)	(略)	(略)
(7) 末端畑地 かんがい施設	樹園地	(略)	(略)	(略)
	樹園地以外の畑地	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	給水栓設置のみ	(略)	(略)	(略)
(削る。)				
(8) 土層改良	(ア) 反転耕	(略)	(略)	(略)
	(イ) 混層耕	(略)	(略)	(略)
	(ウ) 堆肥施用	(略)	(略)	(略)
	(エ) 明渠排水	(略)	(略)	(略)
	(オ) 客土	(略)	(略)	(略)
	(カ) 除礫	(略)	(略)	(略)
(削る。)				
(9) 更新整備	(ア) 用水路	(略)	(略)	(略)
	(イ) 排水路	(略)	(略)	(略)
	(ウ) 農作業道	(略)	(略)	(略)
	(エ) 畦畔	(略)	(略)	(略)
	(オ) 排水口	(略)	(略)	(略)
	(カ) 特認事業	(略)	(略)	(略)
(削る。)				
(10) 畑作転換 工	(ア) 額縁排水溝	(略)	(略)	(略)
	(イ) 酸度矯正	(略)	(略)	(略)

注) (略)

※1 (略)

※2 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄 (9) にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出する

(5) 暗渠排水	バックホウ工法を用 い、表土扱いを行う場 合	(略)	(略)	(略)
	バックホウ工法を用 い、表土扱いを行わな い場合	(略)	(略)	(略)
	トレンチャ工法を用 い、表土扱いを行わな い場合	(略)	(略)	(略)
	掘削同時埋設工法を用 い、表土扱いを行わな い場合	(略)	(略)	(略)
(6) 湧水処理	表土扱いを行う場合	(略)	(略)	(略)
	表土扱いを行わない場合	(略)	(略)	(略)
(7) 末端畑地 かんがい施設	樹園地の場合	(略)	(略)	(略)
	樹園地以外の畑地の場合	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	給水栓設置のみの場合	(略)	(略)	(略)
(8) 土層改良				
(新設)	(ア) 反転耕	(略)	(略)	(略)
	(イ) 混層耕	(略)	(略)	(略)
	(ウ) 堆肥施用	(略)	(略)	(略)
	(エ) 明渠排水	(略)	(略)	(略)
	(オ) 客土	(略)	(略)	(略)
	(カ) 除礫	(略)	(略)	(略)
(9) 更新整備				
(新設)	(ア) 用水路	(略)	(略)	(略)
	(イ) 排水路	(略)	(略)	(略)
	(ウ) 農作業道	(略)	(略)	(略)
	(エ) 畦畔	(略)	(略)	(略)
	(オ) 排水口	(略)	(略)	(略)
	(カ) 特認事業	(略)	(略)	(略)
(10) 畑作転換工				
(新設)	(ア) 額縁排水溝	(略)	(略)	(略)
	(イ) 酸度矯正	(略)	(略)	(略)

注) (略)

※1 (略)

※2 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄 (11) にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出する

ものとする。

※3～※6 (略)

※7 (5)については、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

※8 (略)

別記様式第1号

農業基盤整備計画(事業達成状況報告)

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等							
	〇〇〇〇 指導事業(〇〇〇〇)									
農業競争力強化に向けた取組方針	担い手への農地集積率の向上や高収益作物の導入・生産拡大、担い手の育成・確保、水管理の合理化・省力化、維持管理費の低減などの農業競争力強化に向けた取組方針を記載									
事業実施期間	〇〇年度～〇〇年度									
基盤整備の概要	受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者									
基盤整備の計画										
区分	事業種類	事業の概要	総事業費	年度計画						
				〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注(略)

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】(略)

ものとする。

※3～※6 (略)

※7 (5)については、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

※8 (略)

別記様式第1号

農業基盤整備計画(事業達成状況報告)

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等							
	〇〇〇〇 指導事業(〇〇〇〇)									
農業競争力強化に向けた取組方針	担い手への農地集積率の向上や高収益作物の導入・生産拡大、担い手の育成・確保、水管理の合理化・省力化、維持管理費の低減などの農業競争力強化に向けた取組方針を記載									
事業実施期間	令和〇〇年度～令和〇〇年度									
基盤整備の概要	受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者									
基盤整備の計画										
区分	事業種類	事業の概要	総事業費	年度計画						
				RO	RO	RO	RO	RO		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注(略)

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】(略)

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本	集約化加算	基本	集約化加算	基本	集約化加算	合計
	A	B	C	D	E=A×C	F=B×D	G=E+F
(記載例)							
田の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの) 高低差10cm未満 表土残い有り	25.0万円/10a ()	30.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
合計							

- 注：1) 事業種類の欄には、別表2の事業種類の欄の区分に応じて記載する。
 2) 第9の3の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、地域計画を添付すること。
 3) 別表2の※3、※4、※5、※6、※7又は※8を適用する場合には、定額助成単価の下端の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。
 4) 定額助成の実施計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記する。

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本	集約化加算	基本	集約化加算	基本	集約化加算	合計
	A	B	C	D	E=A×C	F=B×D	G=E+F
田の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの) 高低差10cm未満	25.0万円/10a ()	30.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの) 高低差10cm以下 表土残い有り	23.5万円/10a ()	28.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの) 高低差10cm以下 表土残い無し	6.0万円/10a ()	7.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの) 耕種除去のみ	3.5万円/100m ()	4.0万円/100m ()	〇〇m	〇〇m			
田の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの) 隣接農地	10.5万円/10a ()	12.5万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴 うもの) 高低差10cm未満	42.0万円/10a ()	50.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴 うもの) 高低差10cm以下 表土残い有り	40.0万円/10a ()	48.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴 うもの) 高低差10cm以下 表土残い無し	22.5万円/10a ()	27.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの) 高低差10cm未満	25.0万円/10a ()	30.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの) 高低差10cm以下 表土残い有り	23.5万円/10a ()	28.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの) 高低差10cm以下 表土残い無し	6.0万円/10a ()	7.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの) 耕種除去のみ	3.5万円/100m ()	4.0万円/100m ()	〇〇m	〇〇m			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わないもの) 隣接農地	10.5万円/10a ()	12.5万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴 うもの) 高低差10cm未満	42.0万円/10a ()	50.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴 うもの)	40.0万円/10a ()	48.0万円/10a ()	〇〇a	〇〇a			

②もの) 高低差10cm以下 遊土無い有り							
道の区画柵木 (木目の変更を伴 うもの) 高低差10cm以下 遊土無い無し	23.5万円/10m ()	27.0万円/10m ()	〇〇%	〇〇%			
遊歩排水 ボックス工法 遊土無い有り	19.0万円/10m ()	22.5万円/10m ()	〇〇%	〇〇%			
遊歩排水 ボックス工法 遊土無い無し	17.0万円/10m ()	20.0万円/10m ()	〇〇%	〇〇%			
遊歩排水 トレンチャ工法 ()	12.0万円/10m ()	14.0万円/10m ()	〇〇%	〇〇%			
遊歩排水 駅前同時埋設工法 ()	10.5万円/10m ()	12.5万円/10m ()	〇〇%	〇〇%			
遊水処理 遊土無い有り	20.5万円/100m ()	24.5万円/100m ()	〇〇%	〇〇%			
遊水処理 遊土無い無し	18.5万円/100m ()	22.0万円/100m ()	〇〇%	〇〇%			
水増増地かんがい 施設 (樹園地)	29.0万円/10a ()	34.5万円/10a ()	〇〇%	〇〇%			
水増増地かんがい 施設 (樹園地以外)	18.5万円/10a ()	22.0万円/10a ()	〇〇%	〇〇%			
水増増地かんがい 施設 (ほほみからの埋 設管施工)	6.5万円/10m ()	7.5万円/10m ()	〇〇%	〇〇%			
水増増地かんがい 施設 (給水栓設置のみ)	2.0万円/箇所 ()	2.0万円/箇所 ()	〇〇箇所	〇〇箇所			
土質改良							
反転耕	28.0万円/10m ()		〇〇%				
泡盛耕	2.0万円/10m ()		〇〇%				
堆肥施用	2.0万円/10m ()		〇〇%				
形保排水	1.5万円/100m ()		〇〇%				
客土	26.0万円/10m ()	31.0万円/10m ()	〇〇%	〇〇%			
除塵	23.5万円/10m ()	28.0万円/10m ()	〇〇%	〇〇%			
更新整備							
排水路	22.0万円/10m ()	26.0万円/10m ()	〇〇%	〇〇%			
畦畔	14.5万円/100m ()	17.0万円/100m ()	〇〇%	〇〇%			
排水口	4.0万円/箇所 ()	4.5万円/箇所 ()	〇〇箇所	〇〇箇所			
特設事業	〇〇万円/〇〇 ()	〇〇万円/〇〇 ()	〇〇	〇〇			
操作転機工							
側線排水溝	0.5万円/100m ()	0.5万円/100m ()	〇〇%	〇〇%			
側溝埋正	0.5万円/10m ()	0.5万円/10m ()	〇〇%	〇〇%			
合計							

注：1) 第9の3の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を推薦するため、地域計画を添付すること。

2) 別表2の※3、※4、※5又は※6を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。

3) 定額助成の実施計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも重複を付し変更後の内容を追記する。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（**農業基盤整備促進事業**）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請します。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（**基盤整備促進事業**）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請します。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第3号

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

〔 農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった別紙の地区について採択したので通知する。ただし、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第8のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地区名	事業概要

別記様式第3号

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

〔 農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった農業基盤整備計画について採択したので通知する。ただし、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第8のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地区名	事業概要

別記様式第5号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長〕

事業変更通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。ただし、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第8のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地区名	事業概要

別記様式第5号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長〕

事業変更通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。ただし、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第8のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地区名	事業概要

(削る。)

別記様式第7号

番 号
年 月 日

交付決定前着手届

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

〇〇（交付決定前着手が必要な理由）のため、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙5第10の6に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 農業競争力強化農地整備事業実施要領の一部改正について（令和3年4月1日付け2農振第3714号・2生畜第2365号農林水産省農

村振興局長・生産局長連名通知)による改正前の別紙1-1の第3の4の規定により実施されている中山間傾斜農地型について、令和2年度以前に採択され、令和3年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

- 3 この通知による改正後の第4の2、第5の3及び4、様式2並びに別紙1の第2の3、第5の1の(2)及び(3)、第5の2の(1)のイ及びウ、第5の4、第9の1の(2)、(8)及び(9)、別表2及び別表3並びに別記様式第7号の2の(4)については、令和6年度以降に本事業の実施に向けた計画策定に着手する地区(別紙2に定める実施計画等策定事業又はこれに類する事業を行う地区をいう。国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業等の地区調査に着手する地区をいう。)又は令和9年度以降に採択する地区(国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業等を採択する地区をいう。)について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。